

令和05年度 山手環状線埋蔵文化財発掘調査業務委託（その2）

設計書

（当初設計）

業務番号

業務名 山手環状線埋蔵文化財発掘調査業務委託（その2）

履行場所 明石市大久保町大窪地内

工 種 調査業務

総括情報表

単価適用年月日	0-05. 12. 01(0)		
旅費交通費率計上	今 回 02 自動率計上しない	前 回	

工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
発掘調査費										
埋蔵文化財試掘調査										
埋蔵文化財発掘調査										
埋蔵文化財発掘調査										
直接費計 旅費○、電子○				式					工種	第0001号明細表
純調査費										
測量作業価格										
業務価格計										
消費税相当額										
				式						

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
発掘作業員	53	m3			
調査補助員		人			
整理補助員		人			
消耗品費	20	日			
バックホウ掘削 0.25 オペレーター（運転手）付,燃料代含む		月			
同上回送 片道		回			
ベルトコンベア 5m		台・月			
シート養生		m2			
水中ポンプ 2インチ（20mホース付）		台・日			

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
写真用足場 2連5段 基本料（当初1か月の使用料,往復運搬費, 設置撤去料）含む	1	月			
エリック 2t		回			
仮設ハウス 単棟（備品込） 基本料（当初1か月の使用料,往復運搬費, 設置撤去料）含む	1	月			
仮設水道	1	式			
仮設電気	1	式			
国土座標設置	1	式			
仮設トイレ 大小・汲み取り含む 基本料（当初1か月の使用料,往復運搬費, 設置撤去料）含む	1	月			
合 計	1	式			

明石市埋蔵文化財発掘調査作業 共通仕様書

第1章 総 則

第1条 適 用

- (1) 本仕様書は、明石市(以下「委託者」という。)が実施する埋蔵文化財発掘調査作業に適用する。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項は、別に定める仕様書(以下「特記仕様書」という。)によるものとする。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先するものとする。請負者(以下「受託者」という。)は、本仕様書の各章の条項を熟知して、作業を実施しなければならない。
- (4) 本仕様書に示していない事項、並びに疑義を生じた場合は、その都度、委託者と協議して、その指示を受けるものとする。

第2条 諸法規の遵守

受託者は作業実施にあたり労働安全衛生法等諸法令及び諸法規、条例を遵守し、危険防止及び災害の防止に万全の措置を講じて、作業の円滑な進捗を図らなければならない。なお、諸法令の運用適用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

第3条 提出書類

受託者は、落札後、速やかに作業実施に必要な次の事項を記載した作業計画書を委託者に提出し、委託者の承認を得なければならない。

- ① 発掘調査作業主任者等名簿
- ② 緊急時連絡体制表
- ③ その他委託者が指示する書類

第2章 作 業

第4条 作業時間

原則として、土・日・祝祭日を除いて調査を行う。ただし、緊急の場合はこの限りではない。作業時間は、午前8時55分より午後5時40分までとする。

第5条 発掘用具等

発掘調査作業において、以下に例示する日常的に使用する用具は、受託者の責任において負担・管理することとする。

スコップ、バチ鍬(大・小)、ジョレン、草削り(大・小)、移植ゴテ、鉄ベラ、箕、バケツ、勺、1輪車、噴霧器、ジョウロ、電気ドラム、グラインダー、シート、土のう、遺構保護シート使用時のつまづき、墜落防止用コンクリートパネル、足場板

第3章 現場管理

第6条 作業管理

受託者は、作業の円滑な進捗を図るために、作業責任者を配置しなければならない。

第7条 安全管理

- (1) 受託者は、法令で定める資格を有する安全衛生推進者を配置し、当業務における重機災害、第三者災害、地山の崩落・倒壊災害、火災の防止等に対する対策を講ずること。
- (2) 受託者は、作業員の健康管理を適正に行い、調査現場における救急箱の設置や休憩所の確保に努め、調査現場での発病や怪我等の発生に際しては適切に対応しなければならない。
- (3) 受託者は、明石市埋蔵文化財発掘調査における安全衛生点検実施要綱に基づく安全衛生点検を実施すること。

第8条 作業主任者

- (1) 受託者は、掘削作業に際しては、労働安全衛生法施行令等に定める地山掘削作業主任者を配置し、その立会いの下に実施しなければならない。
- (2) 受託者は、写真撮影用足場組立てに際しては、労働安全衛生法施行令等に定める足場の組立て作業主任者を配置し、その立会いの下に実施しなければならない。

第9条 安全設備

受託者は、墜落等の防止設備、昇降設備及び踏み切り橋が必要な場合は、受託者の負担において材料を用意することとする。

第10条 使用機械・器具等

発掘調査作業において使用する機械・器具等で、特記仕様書に記載するものは、法令等に定める安全基準に適合する仕様のものとする。

第11条 作業報告

受託者は、作業内容の報告のため、業務開始から終了に至る経過を日報・写真等により記録し、委託者へ提出しなければならない。

特記仕様書

第1条 総則

本仕様書は、明石市(以下「委託者」という。)が実施する「山手環状線埋蔵文化財発掘調査業務委託(その2)」(以下、「本業務」という。)に関する特記仕様書である。

第2条 期間

1. 本業務の期間は、契約締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。ただし、本件に係る予算について、国庫補助事業等の繰越承認がされた時は、令和6年9月30日までとする履行期間の延長を行う予定である。
2. 発掘調査作業の開始日は、契約締結後5日以内とする。ここで言う開始日とは請負者(以下「受託者」という。)が現地において準備作業を開始する日を言うものとする。
3. 全体の外業(調査)作業は、山手環状線の道路新設工事が実施されるため、令和6年7月末までに調査を完了させるものとする。
4. 受託者は、着手後速やかに作業着手届を提出しなければならない。
5. 受託者は、完了後速やかに作業完了届を提出しなければならない。

第3条 調査及び遺物整理工程

本業務の作業内容については、別紙仕様書によるものとする。

第4条 業務体制

- 1 発掘調査体制は、原則として、1班が調査員1名(明石市の文化財担当職員)、調査補助員2名、整理補助員2名及び発掘作業員5名を基本とする。ただし、やむを得ず体制に変更が出る場合は、委託者との協議により定めるものとするが、令和6年7月末までに外業(調査)作業を完了させることに留意するものとする。
- 2 発掘作業員は、年間最低60日以上発掘調査に従事した者又はそれと同等以上の埋蔵文化財に対する知識を有する者とする。
- 3 調査補助員は、年間最低60日以上発掘調査に従事した者、考古学を専攻する大学3年生以上の者又はそれらと同等以上の埋蔵文化財に対する知識を有する者とする。
- 4 本業務の遂行に当たっては、調査員の指示に従って行うものとする。

第5条 特記事項

1 埋め戻し

埋め戻し箇所は、埋め戻し作業開始前に清掃し、各層ごとに十分に締め固めるものとする。

2 環境対策

イ) 作業主任者は、本業務の発掘作業にあたり、作業時における騒音及び振動、その他の公害を未然に防止するよう努めるものとする。

なお、受託者が付近住民に迷惑をかけ、苦情等が発生した場合には、直ちに受託者の責任をもって解決するものとする。

- ロ) 場内排水については、既設側溝・水路を利用して排水するものとする。
 - ハ) 本業務の発掘作業箇所周辺の周辺は、神社及び住宅等であるため、土埃や粉塵等影響が及ぶ可能性がある場合は、仮囲い等の対策を行うものとする。
- 3 出土品整理
- イ) 出土品の整理は「明石市埋蔵文化財整理基準」により実施するものとする。
 - ロ) 整理工程の具体的な方法の指示・資料の選別・作成物のチェック等は、調査員が行うものとする。
 - ハ) 各工程で作成した台帳類は、出土品整理後、委託者に提出するものとする。
- 4 写真整理
- イ) 現地で撮影した写真、あるいは委託によって撮影した遺物写真は、別に定める「発掘調査資料整理マニュアル写真整理編」に基づき整理するものとする。
 - ロ) 整理が完了した写真は、写真台帳とともに委託者に提出するものとする。
- 5 図面整理
- イ) 整理で記録した図面類や出土品整理時に作成した遺物図面は、別に定める「発掘調査資料整理マニュアル図面編」に基づき整理するものとする。
 - ロ) 整理が完了した図面は、委託者に提出するものとする。
- 6 その他
- イ) 現地には水道施設がないため、業務遂行上必要な水については各自で用意すること。なお、関係部署への申請・届出とも費用はすべて受託者の負担とする。
 - ロ) 民地への乗入口が存在する場合があるため、進入の支障とならないよう対策を行うものとする。
 - ハ) 発掘調査の際に機材進入路が必要な場合、進入路の位置、施工方法など施工計画を委託者と協議のうえ、施工するものとする。
 - ニ) 本業務における経費は、設計金額に含まれている。
 - ホ) 最終の設計変更に伴う資料については、工期の1か月前までに受託者が十分精査したうえで提出するものとする。なお、最終の設計変更に伴う資料が工期の1か月前を過ぎて提出された際は、設計変更の対象とならない。
 - ヘ) 本業務の発掘作業箇所は、中世の遺構と推定している。

第6条 作業報告

作業内容の報告のため、作業開始から終了に至る経過を日報・写真により記録し、委託者に提出するものとする。

広域位置図



釜谷池

大久保北
中学校

山手小学校

東播都市計画道路事業
3.4.510号 山手環状線
3.5.519号 大久保石ヶ谷線



国道2号

JR大久保駅

位置図



山手小学校

大久保病院

大窪八幡宮

3・4・510 山手環状線 (16)
(2車線)

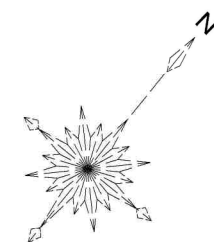
3・4・106 大久保岩岡線 (16)
(2車線)

3・5・519 大久保石ヶ谷線 (12)

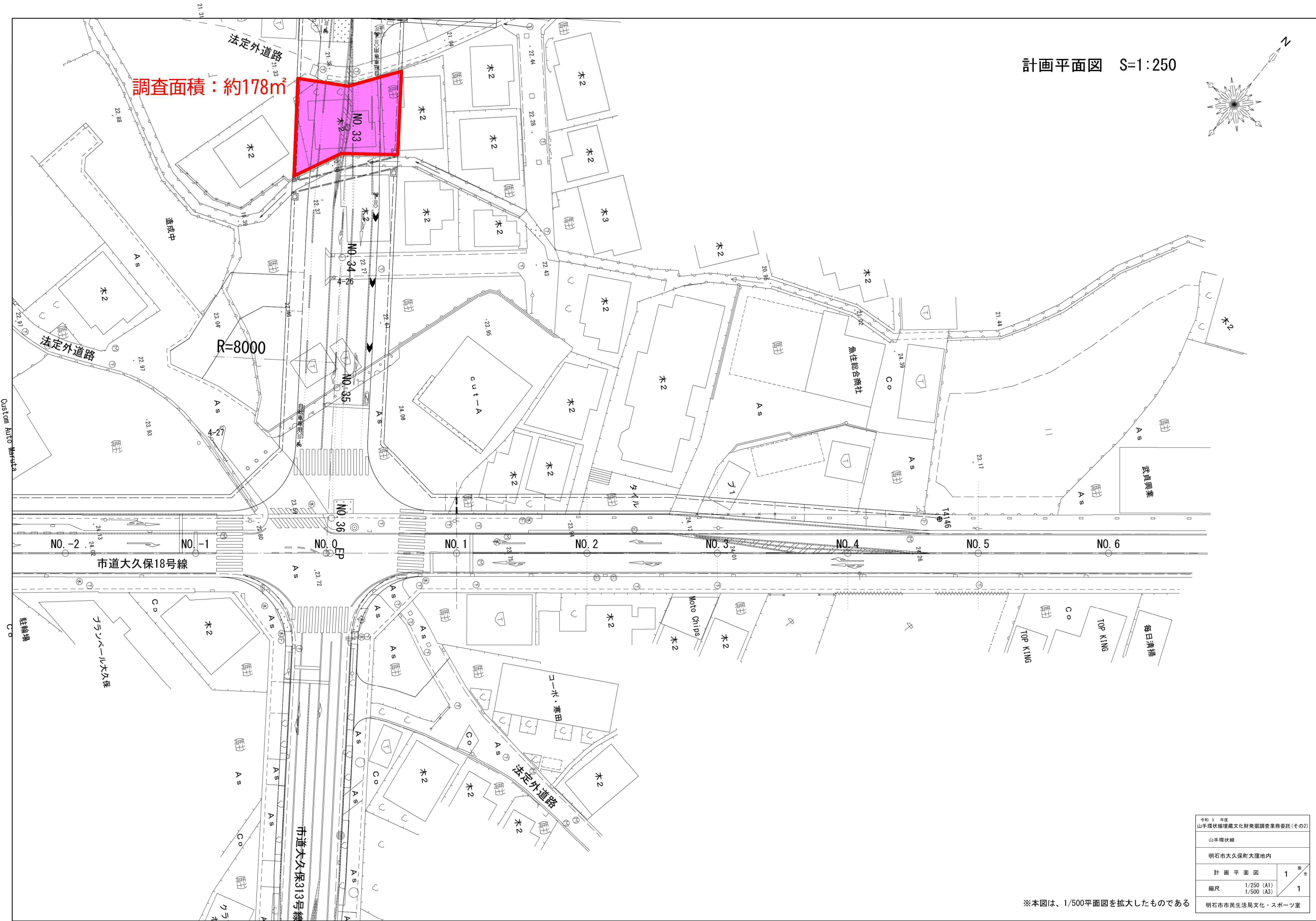
明石岡田郵便局



計画平面図 S=1:250



調査面積：約178m²



令和5年度 山手環状線埋蔵文化財発掘調査業務委託(その2)	
山手環状線	
明石市大久保町大窪地内	
計画平面図	1
縮尺	1/250 (A1) 1/500 (A3)
明石市市民生活局文化・スポーツ室	

※本図は、1/500平面図を拡大したものである